

被保険者以外の者（いわゆるみなし2号）の介護認定の流れについて

生活保護受給中の方でも40歳以上65歳未満で特定疾病のため介護が必要となった場合は市役所の生活福祉課に申請を行うことで、介護扶助として生活保護法による公費負担が可能となります。この場合、介護サービスの費用は10割生活保護負担となるため、通常の2号被保険者とは介護認定申請に関する流れが異なります。

申請（生活福祉課）

みなし2号介護サービス利用を希望する方は市役所の生活福祉課の窓口へ「介護保険要介護認定・要支援認定申請書」の提出をしてください。提出する書類は長寿課の様式と同一のものになります。

認定審査

申請書の提出を受けると生活福祉課の介護扶助担当が、認定調査の依頼を長寿課に対して行います。長寿課の認定調査員が自宅などを訪問する流れ等については通常の2号被保険者と同様です。

認定・通知（生活福祉課）

介護認定審査会の審査結果に基づいて要介護度等の認定がされた後、認定調査票・主治医意見書を生活福祉課で保管します。そのためみなし2号の方の認定資料等は、長寿課ではなく生活福祉課窓口にて交付を行います。

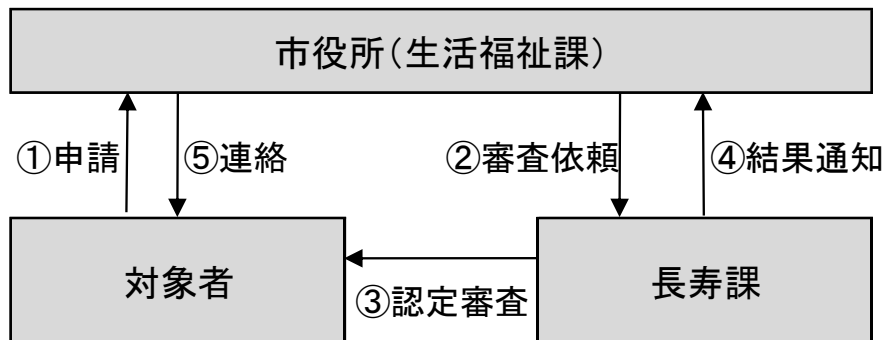
契約

介護サービスを受けられる方が、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの契約を締結します（通常の2号被保険者と同様です）

請求（生活福祉課）

ケアマネジャーの方はサービス計画を作成し、生活福祉課にサービス利用票の提出をお願いします。提出された情報に基づいて生活福祉課から各事業所に対して介護券の発行を行います。

要介護度認定までの流れ



生活保護受給者の介護サービスの取扱い

■65歳以上（第1号被保険者）

9割介護保険、1割生活保護

介護認定申請にかかる手続きは長寿課が担当

■40歳以上65歳未満の者（いわゆるみなし2号）

10割生活保護

介護認定申請にかかる手続きは生活福祉課が担当

【被保険者以外の者（いわゆるみなし2号）の基本的考え方】

生活保護受給中の方は医療保険に加入していないため、第2号被保険者の資格を喪失しています。つまり、介護保険制度の被保険者ではありません。その状態で自立支援給付等の活用が不可能であり、かつ、介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合は、生活保護制度において独自に第2号被保険者とみなして介護扶助として支給します。そのため、通常の被保険者とは申請及び認定・通知の担当課が異なります。

生活保護受給中の方でも65歳以上（第1号被保険者）であれば介護認定申請にかかる手続きは長寿課が担当しますが、40歳以上65歳未満の者については申請及び認定・通知は生活福祉課が担当します。対象者が直接申請する場合もあれば、代行申請される場合もありますが、提出先としては生活福祉課になります。その後、介護扶助の要否判定に当たり、要介護状態又は要支援状態の審査判定を長寿課に依頼するため、審査の流れについては通常の被保険者と同様です。要介護度等の認定がされた後は、認定資料等は生活福祉課で保管を行うため、資料の請求については生活福祉課での対応となります。介護券の発行は生活保護受給中の第1号被保険者と同様に生活福祉課が行います。認定の変更又は更新についても、同様です。